

■ 介護保険審査増減単位数通知書

介護保険審査増減単位数通知書

平成27年5月31日
1頁
京都府国民健康保険団体連合会
京都府審査委員会

事業所番号 2600000000		平成27年5月 審査分					
事業所名 ○○事業所							

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内 容	連絡事項
261040	1000262601 **	H27.4	21	2131	-3,093	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数(0単)請求単位数(3093単)	
261115	5000123555 **	H27.4	11	1212	-804	B	給付管理票の実績をこえるもの 確定単位数(6133単)請求単位数(6937単)	

○事由記号の内容		出来高分	
記号	内 容	記号	内 容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
B	給付管理票の実績をこえるもの	D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
		F	担当規程に反するもの
		G	前期の外、不適当、不必要と認められるもの

- ・ 事由 A
支援事業所が提出した給付管理票に当該サービス事業所のサービス提供内容が記載されていないため、全額減単位となったケース。

 - ・ 事由 B
支援事業所が提出した給付管理票の計画単位数よりサービス事業所の請求明細書の単位数が高いため、給付管理票の数値が正しいと判断し、減単位となったケース。
- ※ いずれの場合も支援事業所が提出した給付管理票に誤りがあった場合は、給付管理票の修正を依頼する。(支援事業所は『2. 修正』とした給付管理票を提出する。)

(1) 主な項目

① 増減単位数

- ・ 給付管理票の『給付計画単位数』が請求明細書の『給付単位数』より少ない場合、給付管理票が正しいものとして審査決定するため減単位となる。また、給付管理票に一部のサービス事業所の明細が記載されていない場合は全額減単位（0決定）となる。

② 事由（主なもの）

- ・ A…給付管理票に実績が記載されていないもの
- ・ B…給付管理票の実績を超えるもの
- ・ C～G…出来高分（特定診療費、緊急時施設療養費の請求分）にかかる減点のあったもの

③ 内容

- ・ 確定単位数…給付管理票に記載された『給付計画単位数』（上記②のA実績が記載されていないもの場合、確定単位数は0単位となる）
- ・ 請求単位数…請求明細書で請求のあった単位数

(2) 対処方法

- ① 事由のA、Bについては、共に支援事業所への確認が必要です。請求明細書は正しく提出されており、給付管理票に誤りがある場合は『給付管理票の修正』を依頼します。支援事業所はこの依頼により、次回提出時に作成区分を「2修正」とした正しい給付管理票を提出しなければなりません。国保連合会ではこの給付管理票の『2修正』分で再度、突合審査を行います。
注：『給付管理票の修正』分の作成はそのサービス提供月に実施した全事業所の情報が必要です。また、帳票での提出であれば必ず作成された給付管理票の右方に『2修正』と記載してください。
- ② 『2給付管理票の修正』で再審査を行った結果、サービス事業所へは支払情報の『再審査決定通知書』で増点のお知らせをしますので、必ずご確認ください。
- ③ 給付管理票に誤りがなく、請求明細書に誤りがあった場合は給付管理票の修正では対応できません。請求明細書の取り下げが必要となりますので、サービス事業所から各保険者へ過誤申立を行ってください。保険者から過誤申立書の依頼を受け、国保連合会で処理した後、その結果を支払情報の『過誤決定通知書』でお知らせしますので、確認後正しく再請求をお願いします。